

平成 26 年度第 6 回  
千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会  
あんしんケアセンター等運営部会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 17 日（火） 午後 7 時～午後 9 時
- 2 場 所 千葉市総合保健医療センター 5 階大会議室
- 3 出席者 （委 員）畔上加代子、池田孝子、高野喜久雄、土屋稔、中田緑、西尾孝司、広岡成子、  
福留浩子、松崎泰子、三宅康彦、和田和子  
（委員 13 名うち 11 名出席） （敬称略）  
（事務局）高齢障害部長、高齢福祉課長、高齢福祉課介護予防・認知症担当課長  
高齢施設課長、高齢施設課長補佐、高齢福祉課長補佐他 8 名

4 議 題

- (1) 平成 27 年度あんしんケアセンター運営事業計画について
- (2) 介護予防支援業務の委託について
- (3) 第 6 期介護保険事業計画期間の地域密着型サービス事業所の整備について
- (4) 基準条例の制定及び一部改正の概要について
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定等の報告について
- (6) 地域密着型サービス事業者の選定辞退について
- (7) あんしんケアセンターの公正・中立性の確保について
- (8) 平成 27 年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて
- (9) その他

5 議事の概要

議事に先立ち、会議は一部非公開であることを確認した。

- (1) 平成 27 年度あんしんケアセンター運営事業計画について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (2) 介護予防支援業務の委託について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (3) 第 6 期介護保険事業計画期間の地域密着型サービス事業所の整備について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (4) 基準条例の制定及び一部改正の概要について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定等の報告について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (6) 地域密着型サービス事業者の選定辞退について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (7) あんしんケアセンターの公正・中立性の確保について  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。

- (8) 平成27年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて  
事務局より資料に基づき説明を行い、質疑応答を行った。
- (9) その他

## 6 会議経過

	<p>議事に先立ち、事務局より会議は一部非公開であることを確認し、その後、部会長が議長となり議事を進行した。</p> <p>～議題1 公開議事～</p> <p><b>議題1 平成27年度あんしんケアセンター運営事業計画について</b> (富田介護予防・認知症担当課長より、議題1 平成27年度あんしんケアセンター運営事業計画について説明を行った。)</p> <p><b>議題1 についての質疑応答</b></p> <p>松崎委員 大変膨大な資料であり、かいつまんで要約してご説明いただきましたが、平成27年度の運営方針と具体的な取組み、具体的な活動計画について、各センターごとにまとめたものですが、ただいまのご説明について、何かご質問やご意見ございますでしょうか。</p> <p>三宅委員 最後にご説明いただいた、26ページのあんしんケアセンター真砂の地域介護予防活動支援の欄で自主組織、ささえあい真砂は自治会ではなくて、いわゆるボランティア集団でしょうか。</p> <p>富田担当課長 町内自治会ではなく、社会福祉協議会の地区部会の皆様です。</p> <p>三宅委員 ありがとうございます。</p> <p>松崎委員 他にいかがでしょうか。ご説明と同時に、富田担当課長の方からセンターごとにみていきますと、似たような活動計画が記載されておりますが、それぞれの取組内容に違いがあり、また、お互いに切磋琢磨できるような感じで、全体的には運営していきたいというまとめであります。特によろしいでしょうか。</p> <p>福留委員 22ページですが、高齢化率をざっとみさせていだいたところ、こちらが42・20%であり、一番高そうに思えますが、高齢化率が高いところと、そうでない10%のところでは何か違いがあったのでしょうか。見切れないので、説明を求めたいと思います。</p>
--	--

富田担当課長	<p>だいたいの方向性で申し上げていただきますと、主に緑区の一部地域では高齢化率が非常に低い所もありまして、地域で壮年期から地域活動に力を入れていたり、後は介護予防の部分に非常に力を入れるというのが、これまでも取り組まれております。そして、高齢化率の高いところのテーマとして、見守り等が非常に大きなテーマとなっておりますので、こちらの方はもちろん同じようなことではありますが、町内自治会の皆様や社協地区部会の皆様、自主組織の皆様などと手を繋いで見守りの活動が発展していくような取組に力を入れているというような、大体の傾向ではあります。</p>
土屋委員	<p>資料1のあんしんケアセンターの運営方針とこの個表というのは事務局サイドで確認をして、齟齬はないという理解でよろしいですね。</p>
富田担当課長	<p>はい。厳しいご指摘をありがとうございます。あんしんケアセンターという部分では、今回、委員の皆様ご存知のように、あんしんケアセンターに運営方針の提示が大変遅くなったにもかかわらず、それ以前から地域包括ケアの推進ということを念頭にこれまでの取組をさらに進化させるという内容で事業計画をたてているという認識でおります。</p>
松崎委員	<p>基本的には千葉市の運営方針にそって、それぞれのあんしんケアセンターが事業計画をたてたということによろしいかと思えます。</p>
畔上委員	<p>市社協でサロンをつくる予定があると伺っておりますが、各地区でサロンを創る予定はありますか。</p>
土屋委員	<p>一部、いきいきサロン等がありますが、全市的に実施している状況ではありません。これから、介護保険法の改正にあたり、要支援1・2の問題があり、そのような課題があるため、社協としても来年度以降はサロンを含めた支え合いの仕組みを3年間ぐらいで構築していく予定であります。</p>
畔上委員	<p>社協が行うという事でよろしいですね。</p>
土屋委員	<p>はい。</p> <p>～議題2 公開議事～</p> <p><b>議題2 介護予防支援業務の委託について</b>  (富田介護予防・認知症担当課長より、議題2 介護予防支援業務の委託について説明を行った。)</p>

	<p><b>議題 2 についての質疑応答</b></p>
松崎委員	<p>ただいま、介護予防支援事業の業務委託について、事務局よりご説明がありました。これについて、何かご質問やご意見ございますでしょうか。</p>
中田委員	<p>業務委託について質問です。例えば、若葉区のサービスを利用している方が、介護予防支援業務の委託先を他区のケアマネジャーにしており、区をまたぐことがわりとありまして、どこのあんしんケアセンターも委託先に断られている状況は十分わかっておりますが、やはり3か月に1回の訪問でありますし、利用者への支援について居宅から遠く離れた事業所に業務委託している現状があるため、そのような指導というか、なるべく区内の事業所に業務委託をすとか、そのような助言でもかまわないため、具体的に記載していただけると良いと思います。</p>
松崎委員	<p>具体的にというのはどのような内容ですか。</p>
中田委員	<p>あんしんケアセンターの生活圏域内の居宅介護支援事業所にまずは業務の委託交渉をしてみるとかです。そのような指導は今迄していないのでしょうか。</p>
富田担当課長	<p>はい。</p>
中田委員	<p>是非、指導をしていただきたい。</p>
松崎委員	<p>今回、介護予防支援の条例は初めて制定するのですか。</p>
富田担当課長	<p>条例の制定は初めてです。これまでは省令に従い実施しておりました。第三次一括法の関係で、国からの指導で市の条例で定めるようになっております。</p>
松崎委員	<p>なかなか、業務委託について実態的に見えないため、どのようなアセスメントをして、どのようなプランをたてて、どのようなところに利用者が通っているかが分かりませんでした。理解いたしました。</p>
畔上委員	<p>3委託での留意点の6番の内容について、どのように解釈したら良いのでしょうか。業務量に応じた適切な額というのは、あんしんケアセンターはどのように金額を設定しておりますか。</p>
富田担当課長	<p>これは、千葉市の場合は1件あたり500円ということで手数料を設定しております。</p>

<p>畔上委員</p>	<p>ということは、手数料を差し引いた金額が委託料として、設定しているとみて良いでしょうか。</p>
<p>富田担当課長</p>	<p>はい。現状では、そのように考えておりますが、今回条例制定等にあたりまして、他市の状況を調査しているところです。まったく手数料を設定していない市町村もあれば、金額のばらつきもあり、ご指摘いただいたように解釈が難しい項目ではあります。業務量や他市の状況を考えて再度検討してまいりたいと思います。</p>
<p>畔上委員</p>	<p>私としてはもう少し書き方があるのではないかと思います。介護予防サービスの計画、業務量に見合ったとありますが、委託を受ける側と委託する側とで解釈の違いがあります。とても業務が大変であります。これが適切な額となりますと、違う金額の設定でお願いできないかと思えます。</p>
<p>富田担当課長</p>	<p>ありがとうございます。これは厚労省の通知をそのまま記載しております。手数料の設定につきましても、本市は高めの設定です。一応、現状では業務量に見合った金額としておりますが、この点については、今後も研究してまいりたいと思います。</p>
<p>広岡委員</p>	<p>市内で委託をしているのは分かりますが、県外とか遠方の事業所があるため、流れが分かれば教えていただきたい。</p>
<p>富田担当課長</p>	<p>これについては、住所地特例者等であるとか、現地で状況が分かる居宅介護支援事業所がアセスメントをするということで委託をしております。</p>
<p>松崎委員</p>	<p>それでは、ただいまの介護予防支援事業の委託について、本会議としては承認ということよろしいでしょうか。</p>
<p>～議題3 公開議事～</p>	
<p><b>議題3 第6期介護保険事業計画期間の地域密着型サービス事業所の整備について</b></p>	
<p>(小川高齢施設課長より、議題3 第6期介護保険事業計画期間の地域密着型サービス事業所の整備について説明を行った。)</p>	
<p><b>議題3についての質疑応答</b></p>	
<p>松崎委員</p>	<p>第6期計画期間における整備についてご説明いただきましたが、様々なサービスがありすぎるあまり、一般の市民の方がサービスを理解しづらいと感じることがありま</p>

土屋委員	<p>す。</p> <p>今後肝心なのは、おそらく指定にあたっては設備や人員などであると思いますが、そういったものよりも、サービス内容の実態こそが肝要だと思います。それを基準に定めるかは別として、実際にそこに通われている方が満足しているかについても見ていくことが、今後の大きな課題であると思います。</p>
松崎委員	<p>当運営部会でこれだけのみなさんが議論してきた中で、一番重要なことです。建築基準法や人員の基準といった枠組みもちろん大切ですが、サービスの質の評価をすることは最も重要かつ難しいことであると思います。そこから知恵を絞って、質の評価をできる枠組みを作ることは必要です。市では何らかの方法で質の評価についても行っているのでしょうか。</p>
小川高齢施設課長	<p>前回もお話をしておりますが、定期巡回型サービスにおいては、市の働き掛けで事業者の連絡協議会が立ち上がりました。メンバーはすでに運営している事業者と今年度選定した事業者です。お互い同業者であるためノウハウをすべて詳らかにすることは難しいと思いますが、それでも、その中でいい取り組みを共有し、この場でもそのようないい取り組みなどを評価し、事業者の指定に反映したいとは考えております。部会長がおっしゃったサービスの質の部分についても、明確な評価基準を設けることは別として、市としては評価していきたいと思っております。</p>
土屋委員	<p>規制をするということも一つの手段だとは思いますが、色々な施設の中でいいサービスを行っているところを取り上げ、それを拾い上げて事業者間で共有をしていくということも大切だと思います。</p>
小川高齢施設課長	<p>事業者さんとも連携をしながら、よい取り組みについては周知を図っていきたいと思っております。</p>
畔上委員	<p>小規模多機能は経営がとても難しいサービスです。他市でも右にならえでグループホーム併設で小規模多機能型居宅介護事業所を増やそうと考えています。しかし、グループホーム単独であればまだしも、実際の経営は厳しいと思います。他市で運営している事業者では大幅な赤字が出ており、建設費用を考えると辞めるに辞められない状況です。他市でも同様の事例はあり、事業者間の情報で、小規模多機能を運営していくのが難しいということは広く知られています。そこでグループホームに併設しなければいけないということになるとさらに厳しいです。その日何人宿泊者がいるかわからない状況であっても、夜勤職員を置かないといけないわけでしょう。当初は、顔なじみのスタッフが通所、ショート、泊まりとすべてを担当してくれるため、厚労省も推進しましたが、実際はグループホーム併設であっても経営していくのは無理だと思</p>

	<p>います。他市ではグループホームの3ユニットについても認めるようになってい ます。特養で受け入れられない高齢者がある程度グループホームで受け入れないといけ ないという考え方からです。</p> <p>24時間の訪問介護の実態もなかなか厳しく、中にはほかの訪問介護事業所と兼務 している職員さんもいます。夜間は利用者さん、ヘルパーさん共に危険が伴います。 そのため、できる限り近隣事業者がその近所の利用者を受け持つことが望ましいと思 います。事業者を集めて連絡会で話し合っているのであれば、そういったことについ ても情報交換し、なるべく近隣事業者で受け持つ体制を整えるべきでしょう。</p> <p>土屋委員がおっしゃったように、サービスの質についても評価すべきであると思 います。政令市ですので、一步進んで、サービスに欠損がないようにする方法を考 えるべきではないでしょうか。</p>
小川 高齢施設 課長	<p>グループホームへの小規模多機能型居宅介護事業所の併設を考えたのは、他政令市 でもこういった募集方法を探っていたという背景があります。</p> <p>グループホームの3ユニット化については、今まで東京、大阪などの大都市圏で認 められておりましたが、今回の改正によりそれ以外の地域でも認められるようになり ました。条例上は可能になりましたが、空床が一定数あることから当面は2ユニット までで運営をしてもらう予定でおりました。しかし、委員からご指摘があったように 経営上の問題も存在するため、3ユニットでの運営を認めることについても検討して いかなければならないと考えております。</p>
松崎委員	<p>サービス事業計画を立てても、そのとおりに運営できるかという、現状難しい部 分があります。</p>
小川 高齢施設 課長	<p>理想的なことを言ってしまうと、小規模多機能型居宅介護のように、本来別々であ ったサービスをひとまとめにして、利用者が使い慣れたサービスをそれぞれ別の事業 者から提供できればよいのですが、実際にはそのようにすることは困難です</p>
広岡委員	<p>利用する立場からすると、小規模多機能はとても使いにくく、理解しにくいと思 います。デイサービスはこちらの事業所、ショートステイはこちらの事業所というように、 使い分けをしたい方がほとんどです。小規模多機能が始まった当初は、認知症ケアの 切り札とも言われました。しかし、現実には訪問と通いと泊まりをすべて組み合わせ て提供できる事業者はあまりないのではないかと思います。小規模多機能型居宅介護 に切り替えることで、一つの事業所しか使えなくなることが、私は非常にネックであ ると思います。いいケアをして信頼関係を築けているところはそうではないのでしょ うが、現実には非常に使いにくいというのが本音です。</p>
松崎委員	<p>事業者は運営が難しく、利用者は使いづらいという面がありますので、利用につい</p>

	<p>てはもう少し工夫ができないものかと思います。こういった実態も踏まえて、整備計画に反映していただければと思います。</p> <p>～議題4 公開議事～</p> <p><b>議題4 基準条例の制定及び一部改正の概要について</b>  (須田介護保険課長、富田介護予防・認知症担当課長、小川高齢施設課長より、議題4 基準条例の制定及び一部改正の概要について説明を行った。)</p> <p><b>議題4についての質疑応答</b></p>
松崎委員	<p>ただ今、条例の制定についてご説明をいただきました。すでに実施している内容を明文化したものもありますが、お泊りデイなどは届出制の導入などが行われました。</p>
畔上委員	<p>虐待防止研修の実施はどちらの課で所管しているものでしょうか。虐待防止研修は事業者自らが行うものという理解でよろしいでしょうか。</p>
鳩川高齢福祉課長	<p>事業所で実施していただくものです。実施については保健福祉局内の監査指導室が実地指導等で確認します。</p>
畔上委員	<p>以前、千葉県内の障害者施設で虐待により利用者が亡くなるという事例がありました。実際、訪問サービスでの虐待案件はあまりなく、施設で多く発生しています。</p> <p>そういった事例があったことを考えると、研修を義務付けることは必要ですが、「年1回の研修」の内容等についてはもう少し具体的に記載したほうがよいかと思いません。</p>
鳩川高齢福祉課長	<p>平成27年度からは、千葉市の老人福祉施設協会に委託し、特養、グループホーム等の職員に対し、初任者に係る権利擁護・虐待防止研修、ある程度経験を有する職員に対する指導者研修の2種類を実施することとしております。</p>
畔上委員	<p>もう少し市が関与するということはできないのでしょうか。</p>
鳩川高齢福祉課長	<p>今回の条例改正は、事業者が主体となって取り組むものですが、今後市も必要に応じて関与しなければならないと思っております。</p>
畔上委員	<p>1回の研修を義務付けるということですが、日程が合わず結局研修を受けない従業者も出てくるのではないのでしょうか。</p>



<p>鳩川高齢福祉課長 畔上委員</p>	<p>熱心な管理者さんとそうでない方で、研修の実施状況に開きはあると思います。</p> <p>ユニット型の施設が増加し始めてから虐待が増えており、相部屋ではあまり発生しません。一步間違えば死亡事故につながることもあり得るので、もう少し市が指導監査を行う必要があると思います。年1回の研修受講を義務付けるということですが、離職を繰り返している方などは、1回も受けないまま勤務をしていることもあるかと思えます。介護職の中には自分のストレスを発散するのが苦手な方もいらっしゃいますので、施設もそういった事実を把握しないといけないでしょう。虐待防止の研修については、本当に条例のこの一文だけでよいのかという疑問は残ります。</p>
<p>鳩川高齢福祉課長</p>	<p>この点については監査指導室が確認しておりますので、確認方法などについては創意工夫をしてもらえるようにしたいと考えております。ユニット型で虐待が多いという件については、やはりストレスが影響しているかと思えます。私も事故報告書などが上がってくるので内容を目にすることがありますが、やはりストレスのはけ口として虐待が行われている例が多いようです。</p>
<p>松崎委員</p>	<p>いかに虐待を発生させないようにするかについても、管理者の技量であると思えます。初任者研修と管理者研修を実施するということがありますが、実際には施設自らが虐待を防止する努力をすることが必要です。市はどうしても監査という方法で確認することになりますので、普段から施設自らが虐待を防止する策を講じなくてはなりません。</p> <p>～議題5 公開議事～</p> <p><b>議題5 地域密着型サービス事業者の指定等の報告について</b> (小川高齢施設課長より、議題5 地域密着型サービス事業者の指定等の報告について説明を行った。)</p> <p><b>議題5 についての質疑応答</b></p>
<p>松崎委員</p>	<p>先日部会長、副部会長、千葉市の職員の方と現地を施設に行ってみりました。皆様から頂いたご意見をできる限り反映するよう事業者も努力してきましたが、建蔽率の関係でどうしてもエレベーターの設置はできませんでした。</p> <p>ただ、こちらの建物は元々保育園であったこともあり、建物自体は非常に堅牢なものでした。</p> <p>また、現在のデイの利用者の方はみなさん自立しているので、今のところは階段の上り下りに問題は生じていません。</p>

	<p>～議題6 非公開議事～</p> <p>・・・非公開のため、発言内容も非公開・・・</p> <p>～議題7 非公開議事～</p> <p>・・・非公開のため、発言内容も非公開・・・</p> <p>～議題8 公開議事～</p> <p><b>議題8 平成27年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて</b>  (富田介護予防・認知症担当課長より、議題8 平成27年度あんしんケアセンター等運営部会のスケジュールについて説明を行った。)</p> <p><b>議題8についての質疑応答</b></p> <p>松崎委員  年5回と大体の月が決まっておりますので、スケジュールを組んでいただき、できるだけはやく日程を調整いただきたいと思います。一番伺いたい、あんしんケアセンターの増設ですとかどこの区にあんしんケアセンター設置するとか、基幹型センターについての説明はありませんでしたが、これから考えていくということによろしいでしょうか。</p> <p>富田担当課長  はい。平成29年度からのあんしんケアセンター上の新体制に向けまして、平成28度中にセンターの増設とか基幹型センターの設置に取り組みますので、平成27度中に本部会の委員の皆様方からご意見をいただきながら、関係機関とも話のすり合わせを行い、考え方を決定していきたいと考えております。</p> <p>松崎委員  開催回数が1～5回までありますが、この資料は主な議題であり、必ずしもこの内容だけではなく、追加の議題が出てくるということによろしいでしょうか。</p> <p>富田担当課長  はい。本日提示した内容は例年通りの項目でありますので、急遽違う議題でご意見を伺うことも考えられます。</p> <p>～議題9 公開議事～</p> <p><b>議題9 その他</b>  (富田介護予防・認知症担当課長より、議題9 その他について説明を行った。)</p> <p><b>議題9についての質疑応答</b></p>
--	---

畔上委員	冒頭の大木部長からのご挨拶で、確認ですが、平成28年4月1日から平成29年3月31日までは、いままでの制度の内容でよろしいですね。
大木部長	はい。平成29年4月から完全移行になります。28年度は段階的に移行をはじめていき、ただ、少しでも前倒しができれば、1年間の前倒しができるような条例の制定をしております。
畔上委員	すでにデイサービスで入浴についてサービス提供しない等とかの文書を作成している事業所もあります。市の事業に移行するというのは良いが、利用者にご理解をいただくのが大変難しいと思います。あなたは利用できます、できません等の説明をするのが困難であります。サービスの受け皿が無い状況であるため、受け皿をつくってから市の事業へ移行していくようであれば分かります。仕組みを構築しないと現場が混乱します。
土屋委員	肝心なことは、要支援1・2について約9,000人おりますが、予防の訪問・通所について、どのように実態的に移行していくかであります。平成28年4月1日から段階的に移行していくというのは分かりますが、具体的に利用中の方はある期日で区切り、新しい市の事業に移すのが現実的にできるかという難しいと思います。新たに要支援1・2になった方から移行していく等、現実的に踏み込んでいかないと空論になります。ある日をもってAからBに移行するというのは難しいと思います。その点は市とサービス業者とで話し合い、移行について議論する必要があります。
畔上委員	利用者は国が示した制度の内容について理解はできません。新しく認定された方について、これからは市の事業になりますとは説明できますが、本当に説明が難しいですし、現場は混乱いたします。あとは人材確保の問題があります。もう少し、千葉市は政令市であるため、独自の人材確保に関する問題に取り組んでいただきたい。訪問介護のヘルパーは大半が70代であります。在宅系のサービス事業所にも若い人材がおりません。人材定着事業にてお金を出しておりますが、その事業活用をしている人が税金を滞納しておりますため、それであれば他の目的に使用した方が良いと思います。例えば、給与が安いという問題でも、介護では同じ法人に勤める人は少ないと思います。少なくとも、退職金が出るぐらい勤務していただきたい。長期間勤務する人材を評価するような仕組みができないでしょうか。今後、東京オリンピックの開催までの4～5年は人材確保が難しい状況です。政令市として人材が定着する方法を考えていただきたい。
西尾委員	おそらく、人員確保がどの事業所でもつらいため、指定の基準を一時的に下回る事業所が出てくると思います。例えば、グループホームで人員が不足した場合、それが一時的であれば良いのですが、常態化する可能性があります。短期入所であれば、利

用を制限できますが、グループホームについて本日3人帰宅いただく等はできませんので、そのような運営がしばらく続きますし、人がやめるところはマネジメントがうまくないため、人員が不足した際に人員確保に時間かかると思います。特に生活型のグループホームは重大な影響になるため、定期的に報告をしていただくとか、チェックする等のシステムを構築しませんと基準非該当のサービス、特別養護老人ホーム、老人保健施設等についても出てくると思います。平成29年に向けて、地域でどれだけインフォーマルサービスを増やせるかが大きな課題であります。各あんしんケアセンターの事業計画を見ますと、社協とか民生委員は出てきますが、それ以外の団体の名前が出ておりませんので考える余地があります。例えば、歴史的に本来は総合事業にかかる支え合いについてはお寺が担ってきました。お寺をもっと活用されるべきですし、活用してほしいという住職もないわけではありません。高齢化率が高い農村であれば農協を活用できるだろうというような、地域ごとに活用できる社会資源は多様にあると思います。平成29年度に向けて、そのような資源を活用し住民主体で活動していくにあたりましては、お寺の本堂等は活用できるのかどうか、地域の多様な資源を開発してほしいと思います。介護報酬改正で報酬が約2割減額になり、小規模多機能型通所介護が運営できず撤退する可能性が高いのではと思います。すでに運営している事業所の撤退をどのように止めるのかが課題であると思います。あるいは撤退をある程度想定した計画づくりをしないと、平成29年度に向けては、株式会社とか小規模の事業所で利益率が低いところは閉鎖するのではないのでしょうか。サービス量が落ちるため、それに対する対策を考えないと、利用者の選定がおきるため利益率が高く、手のかからない利用者が選定され隙間ビジネスが出てくるのではないのでしょうか。今現在もありますが、アパートやマンションの一室に高齢者を閉じ込める等の問題が出て急速に拡大するのではと思います。要支援1・2は利用できません、金銭が無ければサービス付き高齢者住宅にも入所ができない、10万円で何でもサービスを提供します等の質が低下する制度外の事業所が出てくるのではないのでしょうか。そのような目配りをしていただきたい。

大木部長

様々なご意見をいただきありがとうございます。まず、要支援者が約9,000人おりますが、平成29年4月までに、現在の要支援の予防給付は平成30年3月末まで利用できますが、段階的に移行していくとすれば、先ほどご発言ありましたが、新規の利用者を新たに市の事業へ、既存の方について更新の際に相当サービスは残しますが、新しい事業に移行させる等についてしっかりと考えたいと思います。また、人材の確保・定着につきましても、議会において人材確保の質問がありました。国が示す内容もありますが、県の基金を使用して人材確保の事業をして行きますが、確かにここは決め打ちできるような確保事業は満たしておりません。平成27年度については、制度改正もあり平成29年度にむけた3年間はしっかり計画をたてませんと第7期介護保険事業計画が心配であります。高齢障害部の高齢福祉課、高齢施設課、介護保険課ともに危機感をもって取り組んでまいりたい。

	<p>あわせて、平成27年4月1日付で予定しております組織改正についてご報告させていただきます。地域包括ケアシステムの構築を効果的に推進することを目的に保健福祉局内に地域包括ケア推進課を設置します。保健福祉局の健康部、高齢障害部のいずれにも属さない局課として、医療介護連携をはじめとする庁内連携の多職種連携、地域包括ケアに関する庁内・庁外への発信等に取り組んでいきます。これまで高齢福祉課介護予防班で担っておりました、当部会の業務につきましては、新しい課に移します。先ほどのスケジュールにも示しましたが、所管も平成27年4月からは地域包括ケア推進課になりますので、よろしく願いいたします。人事異動につきましては4月1日になりますが、委員の皆様におかれましては引き続きご指導ご鞭撻ほどよろしく願い申し上げます。説明は以上です。</p>
松崎委員	<p>あんしんケアセンターの運営部会の所管は地域包括ケア推進課に移るといことですね。</p>
大木部長	<p>どうしても、在宅介護在宅医療の連携ともなりますと、健康部と押し合いをしておりましたので、そのような懸念もありましたため、局課として地域包括ケア推進課を設置する形になります。そのなかで、介護予防班のほとんどの事業は、地域包括ケア推進課に移ります。</p>
松崎委員	<p>職員の異動はありますか。</p>
大木部長	<p>人事異動は別の形になります。全員が新しい課に異動しないということはありませんが、係員が新しい課に異動するかどうかについては、なんともいえません。</p>
畔上委員	<p>あんしんケアセンターの管轄も地域包括ケア推進課になりますか。</p>
大木部長	<p>はい。平成27年5月に開催される1回目の開催通知をいたしますが、新しい業務分担についてご説明させていただく予定です。</p>
松崎委員	<p>ただいま、4月1日からの組織改正において地域包括ケア推進課が担当するということで、千葉市として地域包括ケアを推進するために必要な組織改正であるという理解しております。本日も様々なご意見がでました。どうぞ、昔ですが、国民健康保険ができたときに保険あって医療なしと言われましたが、今は介護保険あってサービス無しということにならないよう、一番の要である在宅サービスを担う人材等支援をしていただきたいと思います。</p>
	<p>全ての議事について説明、質疑応答が終了し閉会となる。</p>